

**被災者支援総合交付金 被災者支援総合事業
被災者支援コーディネート事業（復興庁交付分）の募集について**

平成 28 年 2 月 5 日
復 興 庁

平成 28 年度「被災者支援総合交付金」の「被災者支援総合事業」のうち、被災者支援コーディネート事業の復興庁交付分（法人又は団体が事業主体となり、復興庁へ直接申請を行うもの）に関する募集の主な手続きは、以下のとおりとなります。申請をご検討の法人又は団体は、以下の手順に則って作業を進めてください。

※ 本事業は、平成 28 年度の予算の成立が前提となります。

1. 事業の目的

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいつくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等の各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的とします。

2. 事業の内容

東日本大震災の被災地域において、復興の進展に伴い生じる様々な被災者支援の課題に対応し、各地域の実情に応じた効果的・効率的な支援活動が実施されるように、以下の被災者支援の活動コーディネート及び人材確保の取組を実施する。

これにより、各地域における被災者支援活動の実施に関連して、新たな活動主体（当該地域外に主たる活動拠点を置く法人又は団体を含む。）の参画や、支援者間の連携強化等を図る取組を実施する。

また、被災自治体において、効果的な被災者支援活動の企画・実施等を担う人材及び被災地の復興を担い、被災者の生活の安定に資する人材の確保を図る。

（取組例）

下記①～③について、一連の取組として実施。

①自治体及び被災者の課題やニーズの把握・整理

- ・自治体、支援団体及び仮設住宅等を訪問し、被災者支援に係る現状・課題等を把握。
- ・自治体・支援団体関係者との意見交換会を定期的実施。

②新たな活動主体の参画や支援人材の確保等を通じた支援体制の充実

- ・把握したニーズ・課題等に対応して、各地域の支援体制の充実に関し、関係自治体等との調整を実施し、従来独自に支援活動を行っていた支援団体等との間をつなぐことによる支援体制への参画促進や、関係する人材の募集・採用業務の支援を行う。

③企業の社会貢献活動（CSR活動）と自治体ニーズのマッチング

- ・被災者支援に関する社会貢献活動（CSR活動）を実施する企業の掘り起こしを行う。また、把握した被災自治体の状況や、企業のCSR活動により対応可能な被災者支援ニーズの分析を行った上で、企業のCSR活動と自治体のニーズのマッチングを行う。

3. 実施主体

実施主体は、内閣総理大臣が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める法人若しくは団体となります（法人格の有無、営利・非営利を問いません。複数の法人・団体・個人が任意団体を結成し、申請することも可能です。企業単独でも申請が可能です）。

交付事業に基づく取組は、原則として当該法人又は団体が自ら行うこととします（当該団体が複数の団体・法人・個人から構成される場合には、実施主体となる構成員と、その他の構成員の役割分担を明示することにより、その役割の範囲内で構成員がその事業を行うことができます）。

4. 対象事業として必要な点

交付に当たっては、事業内容及び実施方法に関し、以下の点を踏まえて効果の高い事業を対象とします。

（１）地域の支援体制の充実

被災自治体及び関係団体等との連携の下で、各地域の支援体制の充実等に具体的に結びつくことが見込まれる効果的な取組であること。また、被災者支援等に係る人材確保に関する取組を行う場合は、人材確保に係る実効性についても加味すること。

（２）企業の社会貢献活動とのマッチング

被災地外を含め、幅広い企業等との連携の下で、企業の社会貢献活動について、自治体ニーズに対応し、具体的な支援活動の実施に結び付けることが見込まれる効果的な取組であること。

5. 留意事項

- ア 本事業については、各地域の復興の進展などに応じた柔軟な対応が必要であり、復興庁と緊密に連携し、事業を実施することが必要となります。
- イ 本事業の実施に係る交付金の基準額は、当該事業に要する経費（実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）になります。
- ウ 本事業の実施主体となる法人又は団体が、本事業を実施するために締結するいかなる契約においても、契約の相手方に本事業の主たる内容を一括して実施させることは認められません。なお、構成員以外の第三者への実施業務の一部委託については、復興庁からあらかじめ承認を得た上で行うことができます（印刷等の軽微な業務委託は承認の必要はありません）。

6. 事業計画の作成及び提出

本事業の実施主体となる法人又は団体は、下記の様式により被災者支援事業計画を作成し、復興庁へご提出ください。作成に際しては、以下の事項に留意の上、簡潔・明瞭に記入ください。様式については、復興庁ホームページから電子ファイルをダウンロードしてください。

(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20160204150743.html>)

①被災者支援事業計画（表紙）（Excel 形式）：

事業名、申請額、対象地域、法人又は団体名、法人又は団体の代表者役職・氏名、問い合わせ先について記載し、押印の上、ご提出ください（最大1ページ以内とします）。

②被災者支援事業計画（1-1）（Excel 形式）：事業内容

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、自治体や地域との連携、企業等との連携、事業内容（平成28年度取組について）、事業に必要な経費について記載ください。事業内容は、事業計画（1-2）との整合性に留意しつつ、事業の具体的な内容を箇条書きで記載してください（最大6ページ以内とします）。

③被災者支援事業計画（1-2）（Excel 形式）：事業スケジュール

平成28年4月以降に実施しようとする取組の実施スケジュールについて、事業計画（1-1）に記載した取組ごとに分けて記載してください（最大2ページ以内とします）。

④被災者支援事業計画（2）（PowerPoint 形式）：事業の概要図

事業計画（1-1）等に記載された事業の内容（事業の目的・概要、効果・特徴、取

組内容、平成29年度以降の展開)について記載願います(最大1ページ以内とします)。

⑤被災者支援事業計画(3) (Excel形式) : 法人又は団体の概要及び実施体制図

法人又は団体の概要が分かる資料(定款や履歴全部事項証明書、財政規模・状況が分かる資料、過去の関連事業の実績など、本事業の適切な運営が確保できるかが確認できるもの)及び実施体制図をご提出ください。実施体制図は、構成団体の役割分担(代表団体及び構成団体、協力団体等との役割分担など)が分かるよう記載してください(最大2ページ以内とします)。

7. 募集期間・書類提出方法

(1) 募集期間

- 募集期間
平成28年2月5日(金)～平成28年2月29日(月)
- 募集締切
平成28年2月29日(月)12:00

(2) 提出方法

以下の①提出書類を②送付先に郵送(宅急便も可)又は持参で提出してください。ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出してください。郵送は書留郵便に限ります。郵送の場合、封筒の表に「被災者支援コーディネーター事業応募書類在中」と記載し、1事業ごとに送付して下さい。

平成28年2月29日(月)12:00 必着

①提出物

－紙媒体6部(原紙1セット、コピー5セット)

原紙1セットの内訳:

- ・ **①事業計画(表紙)**～**⑤事業計画(3)**をクリップ止め、

コピー1セットの内訳:

- ・ **①事業計画(表紙)**～**⑤事業計画(3)**をクリップ止め

※提出書類はホチキス止めをしないでください。

－電子媒体1部(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク))

内訳:

- ・ **①事業計画(表紙)**～**⑤事業計画(3)**

(各々の事業計画について、5.に記載のデータ形式にて提出)

各ファイルのタイトルは、事業名にしてください。

②提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁 被災者支援班（被災者支援コーディネーター事業担当）宛

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限ります。

8. 事業計画提出後の手続きとスケジュール

(1) 事業計画の確認：募集期間終了後～3月中下旬

提出のあった事業計画については、平成 28 年度予算の成立を前提に、復興庁において「4. 対象事業として必要な点」に則って交付対象となるかを審査し、3月中を目途に結果をご連絡します。

なお、審査期間中に、事業内容の実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。また、場合によっては、事業計画の内容について、記載内容の修正等をお願いすることがあります。

(2) 取組実施：平成 28 年 4 月～年度末

選定結果の連絡後、速やかに事業内容を精査し、交付申請を行っていただきます（平成 28 年度予算成立後に改めてご連絡する予定です）。それを受けて、4月上旬を目途に正式な交付決定を行います。

(3) 実績の報告

事業が完了した後、年度末に実績報告を行っていただくとともに、今後の展開について聴取します。この他、取組の実施期間のいずれかの時点（中間時、その他必要な時期）で、取組の進捗状況について報告を求めることを予定しています。

9. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁 被災者支援班 参事官補佐 諏訪
主査 北中

E-Mail : hisaisyashien.fukko@cas.go.jp

TEL : 03-5545-7481 (受付時間 : 平日 9:30~17:30)

FAX : 03-3589-1880

E-mail または FAX (様式自由、ただし規格は A4 版) でお問い合わせの場合は、件名 (題名) を必ず『被災者支援コーディネート事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先 (E-mail または FAX) を明記して下さい。

【問い合わせの受付期間】

平成 28 年 2 月 5 日 (金) ~平成 28 年 2 月 29 日 (月) 12:00

10. その他

- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととします。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号) において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じます。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではありません。

以上